

滋賀県女性活躍推進企業認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、女性活躍推進に取り組む企業・団体等を県が認証するとともに、その取組状況について公表することにより、女性活躍に取り組んでいる企業・団体等を「見える化」し、企業・団体等における女性活躍の促進を図ることを目的とする。

(認証対象資格)

第2条 滋賀県女性活躍推進企業認証(以下「認証」という。)の対象となるのは、滋賀県内に本社または事業所を置く企業・団体等(国および地方公共団体を除く。)とし、次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等の関係法令を遵守するとともに、それら法令に適合した就業規則等を整備していること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(認証区分)

第3条 認証の区分は、次の区分によるものとし、区分ごとに認証基準を設ける。

- (1) 一つ星企業
- (2) 二つ星企業
- (3) 三つ星企業

2 前項の認証基準は滋賀県女性活躍推進企業認証基準で定める。

(認証申請)

第4条 認証を受けようとする企業・団体等(以下「認証申請者」という。)は、滋賀県女性活躍推進企業認証申請書(様式1)に必要事項を記載し、女性活躍推進状況確認表(様式2)を添付のうえ、知事へ提出するものとする。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請を受理したときは、認証基準を満たしているか審査を行い、認証基準を満たしていると認められる企業・団体等(以下「認証企業」という。)に対し、滋賀県女性活躍推進企業認証書(様式3。以下「認証書」という。)を交付する。

2 知事は、認証申請者に対し、審査に必要な情報の聞き取りや資料の提出を求めることができる。

(公表)

第6条 前条の認証企業は、第3条第2項の認証基準で定める項目32項目のうち、5項目以上の項目について、その内容を県のホームページで公表することとする。

2 前項の公表項目のうち、女性正規従業員比率については公表必須項目とし、その他の公表項目は企業・団体等からの申請によるものとする。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令に基づき、男女の賃金の差異を公表しなければならない企業・団体等にあつては、その差異について、県のホームページで公表することとする。

(認証期間)

第7条 認証期間は、次のとおり認証区分によるものとする。

認証区分	認証期間
一つ星企業	認証期間の始期から2年間
二つ星企業	認証期間の始期から3年間
三つ星企業	認証期間の始期から4年間

(認証の更新)

第8条 認証企業が前条の認証期間が経過した後も引き続き認証を継続するには、認証期間満了の3か月前から前日までに第4条に定める申請手続きを行うものとする。

- 2 認証期間内であっても、別の認証区分の認証を希望する場合は、随時第4条に定める申請手続きを行うことができる。
- 3 前項により新たな認証区分で認証された場合、新たな認証区分の認証期間の始期をもって前の認証区分の認証期間の終期とする。

(変更及び辞退の届出)

第9条 認証企業は、次の各号に掲げる事項について変更が生じた場合には、知事へ滋賀県女性活躍推進企業認証変更届出書（様式4）を速やかに提出しなければならない。

- (1) 企業・団体等の名称
- (2) 代表者の職・氏名
- (3) 所在地

- 2 認証企業は、認証の継続の意思を失った場合、知事へ滋賀県女性活躍推進企業認証辞退届出書（様式5）を速やかに提出するとともに、認証書を返納しなければならない。

(取組状況の確認)

第10条 知事は、必要に応じ、実地調査等により取組状況の確認を行うことができる。

(認証の取消)

第11条 知事は、認証企業が次に掲げる行為を行ったとき、または、その事実が明らかになったときは、当該認証を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する資格に適合しなくなったと認めるとき
- (2) 虚偽または不正の手段により認証を受けたことが判明したとき
- (3) その他認証企業として適当でないと認めるとき

- 2 知事は前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。
- 3 認証企業は認証の取消しを受けた場合、速やかに認証書を知事に返納することとする。

(その他)

第 12 条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付則

この要綱は、平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 2 年 11 月 19 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 6 年 6 月 17 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。